

Title	株式会社において業務執行・監査は誰のために行われるか：中国における国有株問題を素材として
Author(s)	金, 錫華
Citation	阪大法学. 2006, 55(5), p. 151-180
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/55296">https://doi.org/10.18910/55296</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 株式会社において業務執行・監査は誰のために行われるか

——中国における国有株問題を素材として——

金 錫 華

## 一 はじめに

株式会社は法人とされているため、会社自体として権利を有し義務を負うことは言うまでもないが、会社の法人格は団体の法律関係を簡単にするために認められた法技術にすぎず、株式会社企業の実質上の所有者は株主である以上、企業の支配権もこの企業の実質上の所有者である株主に属するのが当然でなければならない。<sup>(1)</sup>しかし、株主は多数であるため自ら業務執行を行うことは適当ではなく、専門家（取締役、執行役）に任せられるのが通常である（所有と経営の分離）。このように所有と経営は分離されるが、所有は経営をコントロールする必要がある。株主総会の最高機関性はここから導かれる。しかし、株主や株主総会が取締役の業務執行や会計処理の全体を常時監視して臨機に適切な行動をとるよう期待することは現実的ではなく、<sup>(2)</sup>他方で業務執行機能の高度化、複雑化、専門化を背景とする業務執行機関の優越性が高まる中で、所有による経営のコントロール機能を実質化し補完するものとして監査機関が置かれる。<sup>(3)</sup>

一九九三年に制定された中国会社法（中国語では「公司法」）は、株式会社は企業法<sup>(4)</sup>人であると明確に定めている（会二条）。中国会社法における株式会社の機関は、最高意思決定機関としての株主総会（中国語では「股東大會」）、業務執行機関としての取締役会（中国語では「董事會」）、業務執行の監督機関としての監事会の三つの機関により構成される。中国の株式会社における機関の分化の形態は、ドイツ型（監査役会制度）とアメリカ型（取締役会・執行役員制度）の折衷型であり、監事（監事會）と取締役会の両方を採用しているという意味では日本と類似している。<sup>(5)</sup>

本稿は、中国における従来の国有企業改革のプロセスと理論的背景を考察し、株式会社における出資者としての国家が拠出した資本に関する制度及び国有株主権行使制度に存する会社法理論としての異質性ないしは特異性を指摘したうえで、現行会社法及び関連諸法の仕組みからみて、業務執行と監査は誰のために行われるのかという問題を検討するものである。

## 二 所有権と経営権の分離

建国後、政府から企業への権利譲歩をめぐる改革が絶えず行われたものの、それは国の計画経済体制を維持することを前提として行われたもので、企業改革というよりもむしろ既存体制の改良に過ぎないものであった。<sup>(6)</sup> 本格的な企業改革は、一九七八年末の中国共産党中央委員会第一期第三回大会（以下「党二一期三回大会」という）で改革、開放の政策が提起されてから始まったといえよう。従来、企業における経営決定権は中央から地方にわたる各政府に与えられ、国营企業においては政府への付属性が濃厚であった。したがって経営者及び従業員のインセンティブと創造性を取戻し、企業の活力と生産力を向上させるのが、当時の企業改革の重要な課題であった。<sup>(7)</sup>

## 1 国営企業の建直し

国営企業の建直しの第一段階は、企業の自主権拡大改革である。企業の経営自主権を拡大すべきであると明確に提起したのは「党二期三回大会」であるが、それを具体化したのが「国営企業の経営管理に関する自主権拡大についての若干の規定」（中国語では「關於擴大国営企業經營管理自主權的若干規定」）である。国営企業の自主権拡大改革の取組みは、その後の理論展開において重要な意義を有するものとなった。しかし、新しい理論は主に旧体制に対する批判に急なあまり、また構築すべき新体制のモデルに対する認識がなお不十分のまま提起されたため、自主権拡大の課題については見解が一致するに至らなかった。したがって政府においては権限の譲歩があった一方、なお集権を行う可能性が潜んでいた<sup>(8)</sup>。

第二段階は、企業への利潤供与に関する改革であるが、その内容は下記の通りである。一つは、利潤留保である。一九七九年から施行された「国営企業における利潤留保の実行規定」（中国語では「關於国営企業實行利潤留保的規定」）は、各種積立金と年度利潤から一定の割合を算出し、その割合に基づき企業に利潤留保ができるよう権限を与えた。これにより企業は留保した利潤から生産発展、福祉ならびに奨励等に関する積立金を設定することができるようになった。もう一つは、企業の収益に関して国への利潤上納から国への税金納付に転換させるものである。この改革は、「利潤上納と税金納付の並存」と「税金納付一本化」の二つの段階を通して行われた<sup>(9)</sup>。

以上の改革を経て企業には営利と競争の意識が芽生え、生産効率が向上し、企業社会はかつてない刺激をうけて好況となるとともに伝統的な計画経済体制は衝撃を与えられるようになった<sup>(10)</sup>。また、既存の生産資源の国家所有制を見直さなければ新しい企業モデルの構築もできないという意識が改革の進捗にもなって漸次高まってきた。このような背景のもとで、企業における所有権と経営権の分離の必要性についての認識が理論として形成されたとい

う。<sup>11)</sup>

## 2 所有権と経営権の分離をめぐる改革

ここでいう所有権と経営権の分離とは、政府が企業経営に介入せず企業が独自の判断で経営を行うということである。その具体的措置として以下のものが導入された。

一つは、経営請負責任制度の導入である。請負という方法は中国の農村改革に用いられ一定の成果を収めることができたため、国营企業改革にも導入されたのである。<sup>12)</sup>しかし、請負経営責任制は新たな問題を生み出した。<sup>13)</sup>すなわち、請負制の導入にあたっては国家への利潤上納を確保することのみが重視され、監督システムの構築については議論されなくなったのである。さらに企業においては利潤のみが眼目にされたため、技術開発の軽視、設備の使い捨て等の短期行為が目につくようになった。<sup>14)</sup>そのほか、請負制においては年度利潤と税金納付に対する政府の介入体制が維持されていたため、企業の政府への依存性は依然として残され、所有権と経営権の分離をめぐる改革も予想通りには推進できなかった。<sup>15)</sup>

もう一つは、リース経営制度の導入である。一九八八年に「全民所有制小型工業企業のリース経営に関する暫定条例」(中国語では「全民所有制小型工業企業租賃經營暫行条例」)が公布された。経営目的、権利義務、賃借料の計算方法及び支払期間等重要な事項についてはリース経営契約で定めるようになり(二三条、一五条、一八条)、賃借人の経営自主権は拡大されたものの、賃借人の短期志向的な活動が目立つようになったほか、損失に対する賃借人の賠償不能等の問題も新たに生じた。<sup>16)</sup>

## 3 小括

一九八八年に制定された「全民所有制工業企業法」(以下「企業法」と略する)において初めて所有権と経営権

の分離が法定され（企業法二条二項）、一九九二年に制定された「全民所有制工業企業転換経営メカニズム条例」（中国語では「全民所有制工業企業転換経営机制条例」、以下「転換条例」と略する）では経営権につき詳細な規定が加えられた（転換条例六条～一二条）。転換条例第六条は経営権には占有、使用及び処分権限が含まれると定め、同第一四条はさらに国有資産の「保値増値<sup>17)</sup>」を前提として税金納付後の留保資金<sup>18)</sup>に対して処分権限を与えている。以上からすると、企業の所有者（すなわち国家）は経営陣に広範な経営権を与えたと行ってよいだろう。

しかし、経営・管理が適切に行われず企業が経営性損失を被ったときは、経営者及び従業員はその責任を負わねばならない（転換条例二九条）。また国家が所有権を有することは、経営者と従業員のインセンティブの向上に不利に働いたという<sup>19)</sup>。前記の改革はいずれも国营企業における資産の所有権は国家が有し、その経営も資産の所有権を有する政府が担うということが前提とされており、株式会社制度のような所有と経営の分離を画した構図ではなかったのである。企業は国家から経営・管理を委ねられた財産をもって独立して責任を負うと定められている（民法通則四八条、企業法二条三項）、国营企業は名目上の法人にすぎず、実質的には自らの独立した財産で責任を負うというメカニズムが確立されなかったといえる。しかも決算後の損益の帰属においても所有者である国家の支配により最終的には企業との連結が切断されてしまう状況であった。

法人格というのは、団体の法律関係を簡単にするために認められた法技術にすぎない<sup>20)</sup>。確かに従来のような国家が所有権を有し、企業が経営権を有するという経営モデルも法的には矛盾するものではなく、<sup>21)</sup> 所有権と経営権の分離論は国营企業の改革に衝撃を与え一部の国营企業の経営は活性化されたが、全体的には赤字決算の国营企業の数が増大したことはこの理論の限界の表れといえる<sup>22)</sup>。前記の改革においては、企業経営陣のインセンティブを向上し、経営の適法性と効率性を最大限に確保し、出資者、債権者及び従業員の利益を十分に反映することができない

ということが示され、企業改革の要請がさらに高まるともに法整備の必要性に対する認識度も一層向上した。

### 三 現代企業制度の構築

#### 1 現代企業制度とは

##### (一) 現代企業制度の提起

一九九三年一月に開催された中国共産党中央委員会第一四期第三回大会では「中国共産党中央委員会の社会主義市場経済体制の構築に関する若干の問題に関する決定」（中国語では「中共中央関于建立社会主义市场经济体制若干问题的决定」）（以下「決定」と略する）がなされ、初めて現代企業制度構築における目標と方向が示された。「決定」では現代企業制度構築の目標は「財産権制度を構築し、権限と責任を明確にし、経営自主権を向上させ、企業統治の合理化を図るような企業制度を構築すること」であると明言された。<sup>(23)</sup>

しかし、現代企業制度における企業の形態をめぐって議論が分かれている。大きく分類すると、現代企業の組織類型には会社をはじめとする多種類の企業組織が含まれるが、そのうち会社組織が典型的或は代表的であるとする説<sup>(24)</sup>と、会社の組織類型に限るとする説<sup>(25)</sup>の二つがある。会社の組織類型に限るとする説をさらに具体化したのが、現代企業の典型的な組織類型は株式会社であるとすると株式会社に限るとする説<sup>(26)</sup>である。このように議論は分かれているものの、会社への組織転換が今後の国有企業の改革において重要な課題であるという認識についてはほぼ一致をみていると言ってよいだろう。

##### (二) 現代企業制度の構図

現代企業制度の構築において重大な課題となったのが、法整備の問題である。ここで、現代企業制度が提起され

てから行われた主な立法または政策の展開を整理してみる。

その一…憲法改正

一九九三年の憲法改正が挙げられる。これは国家が所有しかつ自ら経営を担うという国営経済が社会主義全民所有制経済であるという認識（改正以前の憲法五条）を転換し、国家の所有が維持されるのが社会主義全民所有制経済であると位置づけることによって（憲法七条）、企業経営に対する政府の介入を解除するという方針的姿勢を表明したものである。それと同時に、国営企業（改正以前の憲法八条）を国有企業（憲法一六条<sup>28</sup>）へと改め、国家の指導に服従すること及び国家計画上の任務を完成させるという任務（改正以前の憲法八条）を削除し、国有企業に経営の自主権を与えた。

その二…企業法人財産権の提起

「決定」は、国有企業を会社という組織に転換するのは現代企業制度の構築における有力な試みであると表明した。「決定」では初めて企業法人財産権<sup>29</sup>という概念が用いられたが、出資者の所有権と企業法人財産権を分離することは、政府と企業の分離、経営メカニズムの転換、行政機関に対する企業の依存性の解除、企業に対する国家の無限責任から有限責任への転換等の課題の解決策であるといわれる。<sup>30</sup>

その三…会社法の制定

前述した改革の結果、多くの国有企業が、株式会社または有限会社の組織に転換された。会社法の生成は、従来の国有企業改革の継続である現代企業制度の構築のために法規制を充足させる意義を有するほか、<sup>31</sup> 有限会社（会二条）、株式会社（会一条）及び国有独资会社（会六四条）の新規設立に法的根拠を与えるものでもあった。会社法においては、資本の拠出者たる株主<sup>32</sup>はその出資金に基づき所有者として利益配当、重大事項決議及び経営者選任の

権利を有し（会四条一項）、会社は全ての法人財産権を有し（会四条二項）、会社における国有資産の所有権は国家が有する（会四条三項）とされている。

その四・「国有企業財産監督管理条例」の公布

一九九四年七月に国務院により制定された「国有企業財産監督管理条例」（以下「条例」<sup>33</sup>）には、企業法人財産権について一層詳細な規定が組み込まれた。まず、企業に国家から経営を委ねられた財産に対する独立した支配権を与え、政府及び監督機関の直接的な支配を排除した（条例二十七条）。さらに、政府及び監督機関に対しいかなる形式による持分払戻も禁止し、政府及び監督機関が行う企業財産のいかなる形式による当該企業外への調達行為も禁止した（条例二八条）。

## 2 所有と経営の分離をめぐる議論

株式会社という企業組織が国有企業改革の中で試行的に導入されたのは一九八〇年代のことであり、<sup>34</sup>所有と経営の分離という経営理念に関しては認識が不十分であったため、株主権と会社の法人財産権の性質については議論が多様に分かれている。

### （一）株主権をめぐる議論

会社法は民法<sup>35</sup>の特別法であり株主権は民事上の権利の一つであるため、株主権の保護について会社法上欠缺が生じた場合には、民法の一般原則と具体的な規定が適用されることになる。<sup>36</sup>中国では、会社法における資本の拠出者である株主の権利はどういう性格を有するものかについて、下記のような議論が行われている。

所有権説——株主権は株主が会社の財産に対し有する所有権<sup>37</sup>であり、株主が資本の拠出により所有権を失わないのは言うまでもなく、むしろ株主が株式を有するのは所有権を実現するためであり、株主総会は所有権を実現する

法定方法であると解するものである。<sup>(38)</sup>

所有権は典型的な物権であり物権の一般的な特徴を有するほか、完全性、弾力性及び永久性等の性格を有する。<sup>(39)</sup>しかし、株主は会社財産に対し直接支配或は処分することができず会社という組織を通さなければならぬため、株主権は物に対し直接的に支配できるという所有権の特性を有するものではないと批判される。<sup>(40)</sup>

債権説——株主が出資するのは単なる利益配当を求める意見の表現であるとし、したがって株主権は債権或いは条件付きの債権であると解するものである。<sup>(41)</sup>二〇世紀以降、各国における株主の会社の経営参加への意欲の喪失や株主総会の形骸化の現象は、まさに株主と会社間の債権関係の本質を表しているというのである。

債権説は確かに各国における株主の会社の経営参加への意欲の喪失や株主総会の形骸化現象を現しているが、株主権と法人所有権の両者の本質的な区別と株主の直接的な投資行為と債権者の信用供与の本質的な区別を表していないほか、株主の会社経営における意思決定に参加できるという権限を考慮の外に置くものである。<sup>(42)</sup>また、債権は請求権の一種であるが、請求権は債権のみの特性ではなく株主権にも請求権の内容が含まれるため、請求権の性質から株主権を債権ということにも矛盾が生ずる。<sup>(43)</sup>

社員権説——社員権とも呼ばれ、社団法人の構成員すなわち社員が社団法人に対し有する特殊な民事上の権利であるというものである。株主は会社の社員であり、社員の資格により社員権を有する。<sup>(44)</sup>

これに対し、諸外国で一人会社の設立が認容されたため社員権説に限界が生じたという批判がある。<sup>(45)</sup>一人会社の場合にはその設立に二人以上の社員の存在を要しないため、社員間の関係問題が生ぜず、単独出資者の意思が会社の意思となりうるが、株主権の性質においてなら変化も生じないといえるため、株主権は社員権であると解釈するのは妥当ではないというのである。社員権説によると、社団の人的併合は認められるが、財的併合の一面は認め

られないという。<sup>(46)</sup>

集合体説——株主は会社に拠出した資本に基づき権利を享有するほか、会社の債務に対し有限責任を負う。株主権は、株主がその地位により有する権利と義務の集合体であり、独立して存在する権利ではない抽象的総括（集合体）であるという。<sup>(47)</sup> 所有権、債権及び社員権を否認するという点では、次の新種の権利説とも近い。

新種の権利説——株主権は会社法の規定により与えられた法定の権利であり、新しい性質を有しているものであると解するものである。<sup>(48)</sup> 株主権は資本の拠出により生じる権利であり、自益権や共益権の内容からすると、従来の民事上の権利とは異なるものであるとよといと考える。

## (二) 法人財産権をめぐる議論

企業法人財産権という概念は「決定」で初めて提起された。<sup>(49)</sup> 従前の国有企業改革は所有権と経営権の分離理念に基づいて行われたため、国家所有権を中心とし法人所有権を否認する財産権構造が維持され、今日に至って国有企業改革の深層の問題点が現れているという。<sup>(50)</sup> その法人財産権の性質については、以下のように議論が分かれている。

経営権説——会社法第四条第一項の定めと従来の企業立法の趣旨<sup>(51)</sup>からすると、法人財産権を法人経営権と解釈するほかないという。<sup>(52)</sup> さらに、第四条第三項の定めを付け加えると、会社における財産の所有権につき会社という法人が有するという解釈には到底至らないという。これに対し、会社法第四条第三項で定める会社における国有資産というものは、国家が所有する土地、森林、鉱物等自然資源を指しており、この種の投資においては国家が依然として所有権を有し、会社は経営権しか有しないという見解もある。<sup>(53)</sup>

しかし株主と会社の財産はそれぞれ独立しているため、経営権説は法人に人格が与えられるという法制度に適合していないほか、株主と会社間における明確な権利の分属ならびに責任制度を構築するにも支障が生じる。<sup>(54)</sup> 企業の

経営権がいかに具体的であっても所有権の制限を受けるため、経営権の行使においては所有権の統制を受けざるを得ないと批判される。<sup>(55)</sup>

所有権説<sup>(56)</sup>——法人財産権には所有権の内容である占有、使用、収益、処分の権利が含まれているし、その生成は会社という法人の設立に基づくものだという。<sup>(57)</sup>つまり、出資者には拠出した資本の所有権を会社に譲渡する対価として株主権が与えられ、会社は法人財産に対し完全なる所有権を有するという。<sup>(58)</sup>

二重所有権説——これは、会社の財産に対し資本の拠出者である株主と会社がともに所有権を有するという見解である。<sup>(59)</sup>これをさらに発展させて、企業に拠出した資本に対しては出資者が所有権を有し、企業は経営活動に基づく利益のみに対し所有権を有するとする考え方もある。<sup>(60)</sup>

しかし二重所有権説は、「二物一権」という民法の原則に抵触するといえる。<sup>(61)</sup>

法人格要件説——これは法人財産権には所有権が含まれるとする学説であるが、法人は人格を有するものであり法人所有権は法人格の必要不可欠な要件であるというものである。<sup>(62)</sup>つまり、所有権はもちろん、債権や知的財産権等の権利も含まれると解するのである。<sup>(63)</sup>法人財産所有権が認められない企業が独立して民事責任を負うというのは不可能なことであるという。<sup>(64)</sup>

法人制度の技術性からすると、いかなる出資者からの拠出資本であってもその所有権は会社に帰属すべきであり、またこれを認めることは健全な会社制度を構築するにも重大な意義を有するというに違いない。

### 3 国有株主権の行使に関する制度

前記のように株主権については認識が対立しているため、会社法制定後の国有株主権の行使について考察してみるとその異質性が伺える。つまり、株式会社における国有資産の所有権は国家が有するという理念が国有株主権の

行使において徹底されているのである。一九九四年三月、國務院財政部の国家国有資産管理局<sup>65</sup>が制定した「株式制試行企業における国有株管理の実施に関する意見」（中国語では「股份制試点企業国有股管理の実施意見」（以下「意見」と略する）第四条第一項によると、国有株は国家株と国有法人株に分けられる。国家株というのは、国家を代表する政府部門または機構が投資或は法定手続きにより取得した株である。また国有法人株というのは、国家の単独投資により設立された国有企業が出資或は法定手続きにより取得した株である。

(一) 国有株主権の行使者

「意見」によると、国有株主権を行使する者は、国家国有資産管理局、国を代表する投資機構及び政府の授權を受けたその他の組織である（意見四条六項）。かかる機構の委託を受けた代理人は、株主総会に参加し議決権を行使するほか、取締役及び監事の候補者を指名することができる（意見四条六項）。しかし、こういった機構は行機関の性格を有していたため、その国有株主権の行使は前述した企業改革とは裏腹に、企業に対する行政の介入が維持されるものであったといえよう。<sup>66</sup>

そのほか、国が直接出資しかつ指定した投資会社、持株会社及び国有資産経営会社も国有株主権を行使することができる（意見四条六項）。かかる会社の法定代表人（取締役会長）が会社の法定代表人である。会四五条四項、一三条二項）も行機関の代理人と同様、株主総会に参加し、株主総会における議決権を行使するほか、取締役及び監事候補者を指名することができる（意見四条六項）。

二〇〇三年五月、國務院により制定された「企業国有資産監督管理暫行条例」（以下「暫行条例」と略する）により前記「意見」は撤廃され、国有株主権の行使は新しい展開を迎えることになった。つまり、中央から地方に至るまで設置される国有資産監督管理機構が従来の行機関に代わって出資者としての職務を履行し、国有資産に対

し管理監督を行うこととなった(暫行条例二二条一、二項)。国有株主権を行使できる者は国有資産監督管理機構、国有資産監督管理機構の授権を受けた国有独資企業及び国有独資会社に限定されている(暫行条例二二条一項、二八条)。

この国有資産監督管理機構は政府機関の特設機関として位置づけられ、政府機関そのものではないため(暫行条例二二条一項、二項)、国有株主権の行使に関して画期的な進展であると評する見解がある<sup>(67)</sup>。しかし、三つの段階に分けられる国有資産監督管理機構は当該機構を設置した政府を代表する機関とされ、また下級機構は上級機構の指導及び監督を受けると定められている(暫行条例二二条)。さらに、国有資産監督管理機構の職務内容の一つは、当該機構を設置した政府の指示にしたがって権限を行使することである(暫行条例二二条)。しかも、暫行条例では国有資産監督管理機構の構成員の選任について明らかにされていない。したがって、以上の内容からすると国有資産監督管理機構は依然として政府機関の付属物にすぎず、政府の意思を伝えることがその重要な使命であると解せざるを得ない。

(二) 国有株主権の内容における特殊性

その一・「保値増値」についての監督

一九九四年に国務院から公布された条例<sup>(68)</sup>第三条では、国有資産というのは国家の企業に対する各種形式の投資及び投資に基づく収益であると定義されている。国務院及国務院の授権を受けた監督機構は企業の国有資産の「保値増値」状況に対し監督するほか(条例二二条一四條)、企業の「保値増値」のための目標・計画まで提起することができる<sup>(69)</sup>とされている(条例一〇条四項)。

国有資産の「保値増値」に関する前記の規定は、その後制定された暫行条例においても維持されている。暫行条

例はその適用範囲を国有企業、国有株支配企業及国有株参入企業の三つに拡大し（暫行条例二条）、国有資産の定義についても国家の企業に対する各種形式の投資、投資に基づく収益及びその他の権益であると改訂している（暫行条例三条）。国有資産監督管理機構の職務の一つは企業国有資産の「保値増値」状況を監督することであるが（暫行条例一三条五項）、同時にそれは当該機構の義務の一つでもあるのである（暫行条例一四條三項）。

その二・株主としての国家の優越性

国有株支配企業及び国有株参入企業の組織類型、機関の権利義務に関しては会社法、行政法規及び本条例が適用される（条例四二条）。すなわち、株式会社であるならば会社法が適用されるのである。

まず、会社法の定めによると株式会社分割、合併、解散及び清算等の重大事項については株主総会で決議することが求められる（会一〇三条一〇項）。しかし、暫行条例においては、国有資産監督管理機構が会社法及びその他の法規に基づき出資者としての職務を履行し、所有者としての権益を守護すると定められている（暫行条例一三条一項）。また暫行条例によると、国有資産監督管理機構は国有株支配企業の改革ならびに再編について指導及び推進することもできる（暫行条例一三条二項）。さらに、国有株支配企業における現代企業制度の構築、コーポレート・ガバナンス構造の整備及び管理の現代化に関する課題の推進等の事項は国有資産監督管理機構の義務とされている（暫行条例一四條四項）。

次に、会社法によると取締役の選任、解任及び報酬事項については株主総会で決議されると定めている（会一〇三条二項）。ところが暫行条例によると、国有資産監督管理機構は法律の定めにより国有株支配企業及び国有株参入企業の責任者の選任、解任及び賞罰<sup>(9)</sup>等の事項について決定することができる<sup>(9)</sup>と定められている（暫行条例一三条四項）。

以上の規定からすると、国有株参入株式会社、特に国有株支配株式会社の国有株主権の行使においては国家株主の特異性が表れている。つまり、法人としての株式会社における機関の分化と権限の分配という基本法則が徹底されず、出資者としての国家の権限を機関としての株主総会の権限よりも優越させているのである。

#### 4 業務執行は誰のために行われるのか

会社法第一一二条第二項は、株式会社における取締役会は株主総会に対し責任を負うと定めているが、これに対しては会社法理からすると異質な条項であるという批判がある。<sup>70)</sup> 取締役は会社に対し責任を負うという考え方が多数であることに異論はないとしつつ、責任を負う対象において会社と株主総会を同一視できるか否かの問題についてこれを肯定する見解もある。<sup>71)</sup>

前述のように従来は国有企業において経営・管理が良好でないがゆえに経営上損失を被った場合、経営者さらには従業員がその責任を負わねばならない（転換条例二九条）。国有企業における資産の所有権は国家が有し、その経営も資産の所有権を有する政府が担うということが前提となっていたため、諸外国の株式会社制度のような所有と経営の分離を図った構図ではなかったといえる。しかし、会社法第四条第三項は株式会社へと組織転換された元国有企業資産の国家所有権を法定化したものであり、会社法における所有と経営の分離は形式的なものにすぎず、経営陣には依然として特別な経営責任が課せられるようになったのである。

前記の条例によると、企業には資産経営責任制度を構築する義務があり、経営者には企業の全ての法人財産及び純資産に対し「保値増値」の責任を負うとされている（条例三〇条）。さらに、その後公布された暫行条例でも、企業は経営・管理している国有資産に対し「保値増値」の責任を負うと定められているのである（暫行条例一一、二九条）。

また、国有株支配株式会社及び国有株参入株式会社において、国有資産監督管理機構推薦の候補者が取締役に選任された場合には、その取締役は会社の重大事項に関して職務を履行した状況を別段に国有資産監督管理機構に報告しなければならない（暫行条例二二二条）。

これらの内容からすると、国有株が発行されている株式会社の場合、つまり取締役会及び執行役（中国語では「経理」）には自由な経営判断の権限が与えられていないといえよう。株式会社は多数の株主の拠出した資本により設立される以上（会七五条）、資本として投入された国有資産が会社総資産に占める割合がどれほど高くても、国有資産だけの「保値増値」を求めるのが不可能であることは言うまでもなく、それを実行すれば他の株主の利益を損ないかねないといわざるを得ない。

また、会社法が法律、行政法規及び定款に違反し会社に損害を与えた場合につき取締役及び執行役の賠償責任を定めるのに対し（会二二八条二項、六二条）、暫行条例は国有資産の「保値増値」は企業経営者の責任であると定め（暫行条例二一条）、さらに権限濫用及び任務懈怠が生じた場合には賠償責任を負わなければならないと定めている（暫行条例四〇条）。したがって、国有株を発行している株式会社の経営者の経営責任に関しては暫行条例の規定の方が会社法の規定より一層厳しいものであるといわざるを得ず、経営者の経営判断においても会社より国家株主の利益を優先させる構図になっているといえる。このように、株主平等原則に反した経営構図が構築されているといえる。

## 5 監査は誰のために行われるのか

### (一) 株主構造による監事会構成の特殊性

会社法によると、監事会は取締役及び執行役の業務執行の監督機関として位置づけられ（会二二六条）、株主代

表と従業員代表により構成されるが(会二二四条二項)、その割合については会社の定款に委ねられている(会二二四条二項)。それゆえ、監事会における従業員代表の割合は定款の作成者である株主により最小限に設定されることが多く、これは監事会が機能しない一つの要因でもあるといわれている。<sup>72)</sup>

国有企業が株式会社へと組織転換するには募集設立の方法によるほかないが(会七五条、募集設立の場合には発起人が発行株式総数の三五%以上を引受けなければならない(会八三条)。よって、元国有企業が株式会社へと組織転換された場合には国有株が少なくとも発行済株式総数の三五%以上を占めていることが判る。その実態を見ると、二〇〇二年末では、中国の証券市場における五四%の株式が国有株であるという報告があり、<sup>73)</sup>すべての株式会社において国有株が発行済株式総数の半数以上を占めているというわけでないが、国有株の占める割合が高いということは推認できる。さらに、上場会社において筆頭株主が発行済株式の五〇%以上を有する会社が六三%を占めており、そのうち八九%が国有株主であるという報告もある。<sup>74)</sup>株式会社の監事会は株主代表と従業員代表により構成され、前述のようにその割合については定款に委ねられているが(会二二四条二項)、国有株が占める割合が高い現実からすると、当然、監事会における株主代表の割合が高くなることが考えられる。上場会社における株主代表の割合が八〇・六七%を占めているという調査報告<sup>75)</sup>はまさにそのことを裏付けている。

また、株主代表の監事候補者の指名及び監事会議長の選任については会社法上明確な定めがないが、暫行条例によると、国有株支配株式会社及び国有株参入株式会社においては、国有資産監督管理機構が監事の候補者を指名することに<sup>76)</sup>なっており(暫行条例一七条二、四号)、国有株支配株式会社においては監事会の議長(中国語では「主席」)の候補者も国有資産監督管理機構が指名するとされている(暫行条例一七条二号)。

監事会は独任制ではなく合議制を採っており、<sup>76)</sup>監査権限はその監事会に属する(会二二六条一項)。さらに、合

議機関としての監事会の運営は、Meeting 式ではなく Board 式であると解される。<sup>(77)</sup> 監事会が会社の監査権限行使の主体とされる以上、すべての監査に関する職務権限は監事会の合議による決議を通じて行使されることになる。つまり監事会の構成員たる監事のすべての行為は独自の判断によるものではなく監事会の決議に基づくものであり、各監事の職務分担も監事会の決議によって決められる。<sup>(78)</sup> 国家が支配株主になるといふ株式構図<sup>(79)</sup>は、監事会の運営にも重大な影響を与えていることが伺える。

## (二) 監事会権限からみた監査の特殊性

監事会は会社の財務について監査する権限を有する(会二二六条一項一号)。財務会計報告書等に対する監査権限は含まれないとする見解があるが、財務状況の主な内容が会計であるという通常の認識からすると、財務会計報告書も当然に財務状況に含まれることになるだろう。また、会社の財務を広く解すれば、財産状況も含まれるとい<sup>(80)</sup>う。とすると、国有資産の「保値増値」について監査するのは監事会の当然の義務となるのである。

取締役の職務として、取締役会への出席、経営に関する決議、取締役会長の取締役会決議の執行状況に対する監督等が挙げられる。また、執行役の職務として、取締役会決議の執行、日常生産経営の管理等が挙げられる。取締役及び執行役にはそのいずれの職務においても、忠実に職務を遂行する義務(会五九条一項)、会社の利益を保護する義務(会二二三条一項)、国有資産の「保値増値」の責任(暫行条例一、二九条)及び法律、行政法規及び定款に違反し会社に損害を与えた場合の賠償責任が課せられている(会二二三、六三条)。以上の職務につき監事会は、取締役及び執行役が法律・法規及び定款を遵守しているか否か、忠実義務を果たしているか否かについて監査する(会二二六条一項一号)。

前述のように経営者に対し国有資産だけの「保値増値」を求めるのは不可能であるだけでなく、仮にそれを実行

すればその他の株主の利益を損ないかねない。さらに、会社法が法令違反の場合における取締役及び執行役の賠償責任を定めるのに対し（会二二八条二項、六三条）、暫行条例は法令違反はもちろん権限濫用及び任務懈怠の場合にも経営者は賠償責任を負わなければならないと定めている（暫行条例四〇条）。経営者の責任に関して暫行条例の規定が会社法の規定より一層厳しいことからすると、国有資産の「保値増値」責任に対する監事会の監査も一層厳しいものであるといつてよいだろう。しかし、国有株主のために経営者の「保値増値」状況について監査を行うのは、非国有株主に対しては株主平等原則違反を構成することとなり、会社法上の取締役及び執行役の会社利益保護義務（会二二三条一項）と暫行条例上の経営者の国有資産の「保値増値」義務（責任）との衝突は監査の実行においても同様に矛盾として現れるのを免れない。

## 6 会社法の改正

国有企業の株式制への組織再編という改革が導入される際、もともと懸念されたのが株主権の属性として所有権の性質を否定すると国家所有権を害するのではないかということであった<sup>82</sup>。会社法の「株主は所有者として権限を行使する」という第四条第一項と「会社の国有資産は国家が所有する」という第四条第三項の定めはそのような懸念に由来したものであると思われる。

二〇〇五年一〇月に改正された中国会社法<sup>83</sup>（以下条文の引用においては「新会」と略する）では、会社法第四条第一項の「株主は所有者として権限を行使する」という文言と第三項の「会社の国有資産は国家が所有する」という条項が削除され、法人財産の独立性が認められた（新会三条）。その理由は、出資者が会社に資本を拠出した以上、それに対する所有権及び直接的支配権を喪失するのが原則であり、会社の財産につき法人財産権（もともと重要なのは財産所有権であるという）を行使する者は会社にほかならないからだ<sup>84</sup>。よって株式会社には独立し

た法人財産権が認められ、一層健全な法人制度が整備されたと言えよう。しかし、新会社法は「取締役会は株主総会に対し責任を負う」という会社法第一一二条第二項については維持している（新会一〇九、四七条）。その理由は、取締役は会社との関係において、委任関係<sup>(85)</sup>に基づき受任者として委任者たる会社に対し責任を負うが、株主総会が会社の最高権力機関であるため、株主総会に対し責任を負うということは、すなわち会社に対し責任を負うことになるからであるという。また、株主は会社から独立した利益を有するとともに、株主総会と取締役会の構成員との間は選任と被選任の関係であるため、取締役会は選任者に対し責任を負うことになるのである<sup>(86)</sup>。

そのほか、新会社法は監事会における従業員代表の最低割合を三分の一と定め（新会二一八条二項）、監事会の議長の選任方法及び運営方法についても定めており（新会二一八条三項）、会社法の適用がより具体化されたと言えよう。

#### 四 結びに代えて

株式会社の内部機構（機関）における原点は、まさに株主である。そこで、株主は企業の所有者として相互に株主総会を構成し、その多数決によって企業運営に関する大綱を決定し、それ以外の事項、特に業務執行には自らはあたらず、株主総会において選任した取締役<sup>(87)</sup>にこれを委ねる。そして取締役による執行については、監査役を選任して監査を行なわせるほか、株主総会自らも決算の承認権と取締役の解任権を留保することによってこれを監督する。これが株式会社の正規の姿である。所有による経営のコントロールから株主総会の最高機関性が導かれるものの、経営者の責任の履行において株主総会と会社を同一視してはならず、特定株主（国家）の利益保護から株式会社における機関の分化及び権限の分配の原理・原則が犯されてはならないものである。

株主の権利義務に関する基本的原則の主要なものは二つあり、その一つは株主有限責任の原則であり、もう一つは株主平等<sup>(88)</sup>の原則である。<sup>(89)</sup>当然、株主の自益権及び共益権の行使においても株主平等（待遇）の原則が適用される。とすると、取締役及び執行役は会社のために業務執行を行い、また監事会は会社の業務執行に対し監査を行うものであるため、業務執行及び監査を行うにあたり株主平等の原則に従って行うことが求められる。特定の株主すなわち国家株主のために業務執行及び監査を行うのは、所有と経営の分離の理念をも逸脱するものであるといわざるを得ず、特に国有株の割合が少ない株式会社においては資本多数決の原則すら維持することができなくなる。

次に、株式会社においては株式を多数保有する者が会社を支配し、それに不満な株主は株式を売却して会社から脱退すればよいという資本の論理が支配している。この論理に従業員に延長すれば、従業員が大株主の意向に影響されるのは当然であり、他方、従業員は会社の経営を左右する権利を有していないことになる。しかし、会社の経営を支える大きな二大支柱として、株主の拠出した資本と従業員の提供する労働力とが機能していることは間違いないとも言われる。<sup>(90)</sup>とくに、中国の場合には従業員の「主人公的地位」が維持されており、従業員利益に係る決議事項に関しては従業員代表及び労働組合が意見を述べる権限を有したその決議に参加することもできる（会二二一条）（新会二八条一項<sup>(91)</sup>）。また会社経営における重大事項についても従業員及び労働組合は意見またはアドバイスを述べることができる（会二二二条）（新会二八条二項）。以上からすると、株式会社の取締役及び執行役は業務執行にあたり従業員利益を考慮しなければならず、監事会の監査においても従業員の利益を考慮しなければならないだろう。

さらに、「株主利益第一」という会社法理の伝統的な理論が、いまだに主要な考え方だという議論が主流であるが、これは会社、株主及び債権者の利益を保護するという会社法の趣旨と矛盾しているという批判もある。<sup>(92)</sup>例えば債権

者保護制度として、会社は法定準備金を積立てなければならず（会一七七条一～二項、一七九条）（新会一六七条一～二項、一六九条二項）、業務執行においては債権者利益の保護が求められる。また、監査は株主と会社債権者のために行われるものであると解する見解<sup>93</sup>からすると、監事会の監査においては債権者の利益をも考慮しなければならぬことになるだろう。

前述の異質な業務執行及び監査制度の改善策としては、健全なすなわち株式会社法の原理・原則に則した法人制度を構築するほかないと考える。取締役会は経営を行う機関であり、株主総会も会社の一つの機関に過ぎない。会社という独立の法主体を認め、会社財産の独立性を承認した以上、経営者が責任を負うのは一部の株主に対してではなく会社そのものに対してであり、会社に対して責任ある経営が行われることで結果的に所有者としての株主の利益が図られることになる<sup>94</sup>。したがって、中国の株式会社における国有資産の所有権は国家が所有するという原理に基づき考案された国有株主権行使における特異な制度及び経営者の異質な経営責任制度については、これを排除することが必要だと考える。現行の制度は、過渡的な段階におけるやむをえない措置であるという考え方もできようが、少なくとも将来的にはさういえるのではなからうか。

- (1) 大隈健一郎『株主総会』（商事法務研究会、一九六九年）四頁。
- (2) 関俊彦『会社法概論（新訂版）』（商事法務、二〇〇四年）三四八頁。
- (3) 末永敏和『会社法——基礎と展開——』（中央経済社、第二版、二〇〇一年）一五六頁。
- (4) 一九八一年に制定された「経済契約法」（中国語では「経済合同法」）で初めて法人概念が用いられたが、法人に関する基本的な制度は一九八六年制定された「民法通則」で定められている。
- (5) 末永敏和「中国におけるコーポレート・ガバナンス——中国会社法の特徴とその異質性——」法律時報七三卷一〇号（二〇〇一年）五八～五九頁。

- (6) 王文傑『国有企業公司化改制之法律分析』(中国政法大学出版社、一九九九年) 一二頁。
- (7) 吳天宝ほか『国有企業改革比較法律研究』(人民法院出版社、二〇〇二年) 八五頁。
- (8) 任文俠『中国の経済改革と企業管理』(名古屋大学出版会、一九九〇年) 一〇八頁。
- (9) 吳天宝ほか・前掲注(7) 八六頁。
- (10) 江瑞平『国有企業的改革和中国の選択』(広東人民出版社、一九九六年) 四三二頁。
- (11) 任文俠・前掲注(8) 一一〇頁。
- (12) 李黎明『中国企業社会改革の現状について』(法律時報七三卷八号(二〇〇一年) 七三頁。吳天宝ほか・前掲注(7) 九一頁は、一九八七年末には全国の予算内国营企業のうち、経営請負責任制度を導入した企業が七八%を上回ったという。
- (13) 経営請負責任制は、一九八六年から施行された「企業の改革を深化し企業の活力を向上するための若干の規定」(中国語では「关于深化企業改革、增強企業活力的若干規定」)により具体化されたが、その後一九八八年二月には「全民所有制工業企業の請負経営責任制に関する暫定条例」(中国語では「全民所有制工業企業承包經營責任制暫行条例」)という特別規定が制定され、さらに一九八八年に制定された「全民所有制工業企業法」において法定されるに至っている(二条)。
- (14) 李黎明・前掲注(12) 七三頁。
- (15) 吳天宝ほか・前掲注(7) 九三―九四頁。
- (16) 任文俠・前掲注(8) 一八五頁以下。
- (17) 国有資産の価値を保持するかまたは高めるという意味であるが、従前の改革の中で現れた国有資産の流失或は短期的な経営行為による資産の減少等が再現することを憂慮し考案された制度である。株式会社においては国家が拠出した国有資産が株式に換算され、株価の保持または向上を求めるという意味を有するものとなるが、これは経営の基本原則に反するものであるといわざるを得ない。
- (18) 企業留保資金の自主使用が認められたため、会計処理の実務上、国有企業は国有資金と企業留保資金の会計帳簿を分けて作成するようになったが、実質的にみるとこれは企業法人所有権が形成されたことを意味すると解する見解がある。李明祥「從經營權走向企業法人所有權」(法学評論第五三期(一九九二年) 七二―七三頁)。

- (19) 柴振国「関于企業法人所有権的若干問題」現代法学総第七八期（一九九五年）六六頁。
- (20) 大隈健一郎・前掲注（一）四頁。
- (21) 法的に矛盾するものではないが、企業法人とはいえないという。柴振国・前掲注（19）六六頁。
- (22) 周劍龍「中国会社法における法人財産権の概念をめぐって」比較法学三二卷一号（一九九七年）二八三頁。
- (23) 呉天宝ほか・前掲注（一）九八頁参照。
- (24) 当時の国家体制改革委員会の副主任であった洪虎氏のインタビューに対する答えである。孫漢亭「千百度」関于建立現代企業制度的幾個問題——訪国家体改委副主任洪虎同志——改革与理論一九九四年第四期一二頁。江平「孔祥俊「論股權」中国法学一九九四年第一期八一頁、郭元晞「建立社会主义市場經濟必須從深層次改革国有企業」經濟體制改革一九九三年第六期一〇七頁、趙樹寬「我国建立企業法人治理結構的主要障礙及法律思考」經濟師二〇〇三年第七期五四頁。
- (25) 呉敬璉「大中型企業改革——建立現代企業制度——」（天津人民出版社、一九九三年）一七三頁、郭東「論現代企業制度——公司制度——」企業經濟一九九四年第五期九頁、呉家駿「論現代企業制度的特徵」求是雜誌總第一〇二九期（一九九四年）三八頁、張劍輝「関于現代企業制度改革の三個問題」經濟體制改革一九九四年第六期四四頁。呉敬璉「論現代企業制度」財經研究總第一四七期（一九九四年）三頁は、現代企業は法人制の現代会社であると解している。唐豊義「現代企業制度的基本特徵」中国商報一九九四年一月四日版、志村治美「奥高孝康『中国会社法入門』（日本經濟新聞社、一九九八年）（季飛）三〇頁は、有限責任会社と株式会社が含まれるという。
- (26) 韓志国「論現代企業制度」改革一九九四年第一期三八頁。
- (27) 現代企業の組織類型は株式会社に限るが、国有企業改革においては、株式会社への組織再編のみに頼らず、国有独資会社及び有限会社への組織再編も必要であるという。王亦平「国有企業改制与企業法律形態的選択」徐学虎主編「企業改制及運行的法律控制」（人民法院出版社、二〇〇二年）六〇頁以下。
- (28) 改革をへて多くの国营企業が会社へと組織転換されたため、国营企業では単一の出资者（国家）から国家、法人及び個人からも資金調達が行われるようになった。したがって、従来の国有独資企業及び国有独資会社（会六四一七二条）が国有企業であると解されている。「企業国有資産監督管理暫行条例」起草小組編「企業国有資産監督管理暫行条例釈義」（中国法制出版社、二〇〇三年）九頁。

- (29) 企業法人財産権という言葉を用いた背景には、従来の国有企業経営権をさらに浸透させるとともに国家所有権を維持し、国有資産の「保値増値」を実現させるという理由があったという。高尚全「中国経済制度的創新——從計畫經濟走向市場經濟——」(人民出版社、一九九三年) 六〇七頁。
- (30) 王継軍・李建人「論特別取回權——国有企業法人財産権制度新創設研究——」法学評論第一〇二期(二〇〇〇年) 六四頁。
- (31) 会社法第二二九条によると、会社法が施行される以前の法律、行政法規、地方条例及び国務院の関係部門により制定された「股份有限公司規範意見」等に則り設立された会社は存続することができる。ただし、会社法の定めに適合していない会社は、定められた期間内に会社法の要件を満たすようにしなければならない。
- (32) 中国会社法は有限会社の出資者と株式会社の出資者を統合し、「股東」という用語を用いているが、本稿の検討対象は株式会社であるため、株主という言葉を使うことにする。
- (33) 二〇〇〇年三月国務院から「国有企業監事會暫行條例」が公布されるとともに本条例は廃止された。
- (34) 一九八四年に北京天橋百貨股份有限公司が誕生したが、その株式は三年を償還期限とするものであった。それゆえ、より規範化された株式制企業の第一号は、同年一月に設立された上海飛樂音響公司であると言われる。劉鴻儒「関于我國試行股份制的几个問題」董冬主編「公司法全書」(中国工人出版社、一九九三年) 一一八頁、王美娟「試点推行股份有限公司的若干問題」法学評論總五九期(一九九三年) 三六頁。
- (35) 中国では民法典が制定されていないため、民法というのはい一九八六年制定された「民法通則」を指す。
- (36) 劉俊海「株式会社における株主権の保護」奥島孝康教授還暦記念「比較会社法研究(第一卷)」(成文堂、一九九七年) 七二一頁。
- (37) 所有権には占有、使用、処分、収益の四つの権利内容が含まれる(民法通則七一条)。
- (38) 丁煥春主編「企業法概論」(中国政法大学出版社、一九八九年) 二八四頁。同旨の論文として、郭元晞「論現代企業制度(下)」経済体制改革一九九四年第三期二四—二五頁、余智「股份公司内部監督机制研究」中国人民大学学报一九九六年第一期二四—二五頁、王美娟・前掲注<sup>34)</sup>三三六頁がある。所有権説は、従来の所有権と経営権の分離をめぐる改革理論の継続であり、これはまた業務執行を行う取締役が株主と委託代理の関係にあるとする説の理論的根拠の一つにもなる

のである。

- (39) 江平『中国公司法原理与实务』(科学普及出版社、一九九四年)一四一―一四二頁。
- (40) 雷興虎・馮果「論股東的股權与公司的法人財產權」法学評論總第八二期(一九九七年)七八頁、錢明星「論公司財產与公司財產所有權、股東股權」中国人民大学學報一九九八年第二期五八頁。
- (41) 郭峰「股份制企業所有權問題的探討」中国法學一九八八年第三期三六頁。
- (42) 康德瑄「股權性質論辨」政法論壇一九九四年第一期六八頁。
- (43) 雷興虎・馮果・前掲注(40)七九頁。
- (44) 梁慧星『民法總論』(法律出版社、一九九六年)六四頁。劉俊海・前掲注(36)七二二―七二三、七二七頁は、株主權を社員權と解し、株主は所有者として利益配当を受ける權利があるという会社法第四條第一項の規定についてこれを株主の自益權と解したうえで、株主は所有者として權限を行使するという。康德瑄・前掲注(42)六七―六八頁は、所有權説及び債權説では株主權の本質を表現しないため社員權説を採るが、それに新たな理論と法律内容を与えるにはかないと解する。
- (45) 江平・孔祥俊・前掲注(24)七四頁。
- (46) 雷興虎・馮果・前掲注(40)七八頁。
- (47) 李本初等主編『股份經濟學原理』(中国商業出版社、一九九四年)七四頁。
- (48) 雷興虎・馮果・前掲注(40)七九頁、江平・孔祥俊・前掲注(24)七四頁、錢明星・前掲注(40)五八頁、吳天寶ほか・前掲注(7)二六五頁。
- (49) 王継軍・李建人・前掲注(30)六四頁。「決定」では、「產權」という用語が用いられているが、產權は法律用語でないためその解釈において議論があるものの、多くの学説は財產權と同様の解釈をしている。例えば、洪虎・前掲注(24)一二頁は、產權は所有權から分離されたものであり、国有企業の場合、財產所有權は國家が有し、產權は國家の授權を受けた機關が有すると解している。徐曉松『公司法与国有企業改革研究』(法律出版社、二〇〇〇年)一二六頁は、產權は各主体が財產に対して有する權利の總称であり、財產所有者がその財產を利用するにあたって生じる各主体との權利、義務及び責任をめぐる法律關係を表していると解している。
- (50) 江平・孔祥俊・前掲注(24)八一頁。

- (51) 国有企業において国家が企業資産の所有権を有し、企業資産の経営・管理については経営者に委ねることである。
- (52) 江平・前掲注(39)一四一―一四二頁。馬駿駒「法人制度的基本理論和立法問題之探討(下)」法学評論総第一二八期(二〇〇四年)二五頁も、会社法第四条の解釈からすると法人財産権には所有権が含まれないと指摘している。このような解釈に対し、洪虎・前掲注(24)一二頁は、現代企業制度の典型的な組織類型は会社であると指摘したうえで、現代企業において産権は国家の授権を受けた機関が有し、企業は経営権を有すると解していることからすると、法人財産権は経営権であると解するものであるといえよう。同旨の論文として、余智・前掲注(38)二四―二五頁、胡静林『国有企業財産監督管理条例講話』(中国法制出版社、一九九四年)七四頁がある。また、史際春『国有企業法論』(中国法制出版社、一九九七年)二〇四―二〇七頁は、拠出資本はもちろん、所有権と私有権の基本原則により財産の法定現実及び収益についても出資者が所有すべきだという。
- (53) 雷興虎・馮果・前掲注(40)八〇―八一頁、管守安「我国公司制企業產權之研究」政法論壇一九九五年第六期五六―五七頁。
- (54) 雷興虎・馮果・前掲注(40)七八―七九頁。
- (55) 所有権と経営権の分離が可能なケースは二通りある。一つは企業が所有権を有し、経営者が経営権を有する場合であり、もう一つは、国家が所有権を有し、企業が経営権を有する場合であるが、この種の企業は法人とは言えないという。柴振国・前掲注(19)六六頁。
- (56) 本稿では財産権と所有権が同内容のものなのかそれとも所有権が財産権の内容の一つであるものなのかという議論には立ち入らず、誰が会社の財産の所有権を有しているかという観点から、その両方の学説を提示しておきたい。
- (57) 楊勤活『現代企業權利制度』(中国国際廣播出版社、一九九四年)三〇―三一頁、厲以寧『股份制与現代市場經濟』(江蘇人民出版社、一九九四年)二五九頁。郭東・前掲注(25)九頁は、法人所有権は会社の諸権利の基礎であるという。馬駿駒・前掲注(52)二六―二七頁は、法人財産権に物権、債権、知的財産権、経済利益の内容が含まれると解している。
- (58) 江平・孔祥俊・前掲注(24)七四―八一頁、石少俠「对完善我国公司法若干問題的思考」当代法学一九卷第三期(二〇〇五年)三五頁、劉俊海・前掲注(36)七一―七三頁、高富平「公司運行結構分析」政法論壇一九九六年第四期五七頁、漆多俊「論企業法人財産権」法学評論総第六八期(一九九四年)二〇―二二頁。

- (59) 郭元喆・前掲注(38)二八頁、張劍輝・前掲注(25)四六頁。石少俠・前掲注(58)三四―三五頁は、株主が資本の拠出により所有権を失うのは株主権の性質であるが、現行会社法第四条は、二重所有権説を採ったものと解釈するほかないという。
- (60) 張国雲「論現代企業制度三大關係」企業經濟一九九四年第九期一五頁。
- (61) 雷興虎「馮果・前掲注(40)七九頁、錢明星・前掲注(40)五七頁、宋永敏和・前掲注(5)六〇頁。
- (62) 施天濤「公司法的自由主義及其法律政策——兼論我國《公司法》的修改——」環球法律評論二〇〇五年第一期八二頁。
- (63) 雷興虎「馮果・前掲注(40)八〇頁、錢明星・前掲注(40)五五―五六頁。
- (64) 柴振国・前掲注(19)六五―六六頁。
- (65) 国家国有资产管理局は、一九九七年の國務院機關改革を経て廢止された。
- (66) 吳大宝ほか・前掲注(7)三二二頁以下。
- (67) 法律出版社法規研究中心編「企業国有资产監督管理暫定條例釈義」(法律出版社、二〇〇三年)五〇頁。
- (68) 本条例は原則として、国有独资会社及び国有金融企業に適用される(条例四六条)。しかし、国有独资会社は有限会社であり、出資者の権限及び会社の法人財産権については会社法第四条が適用されるため、国の国有资产の管理に対する姿勢はその他の国有株支配株式会社及び国有株参入株式会社においても参考になる。
- (69) 暫行条例では「獎懲」という言葉を用いているが、「獎懲」の内容については明らかにされていない。しかし、広く解釈すると報酬事項は「獎懲」の内容の一つになるといえる。
- (70) 中国の会社法上の取締役が株主總會に対し責任を負うということは異質的だと評する。酒卷俊雄ほか「鼎談——中国会社法の制定と諸問題——」判例タイムズ八五七号(一九九四年)「酒卷俊雄教授の発言」一三頁、酒卷俊雄「中国会社法の基本的構造とその検討」判例タイムズ八五七号(一九九四年)四九頁。
- (71) 王保樹(白国棟「楊沢宇訳」)「中国会社法の制定と会社運営上の留意点」判例タイムズ八五七号(一九九四年)三五頁、郭東・前掲注(25)一〇頁。鮑相生ほか『最新中華人民共和國公司法実務大全』(法律出版社、一九九四年)五四頁は、取締役会の地位ついてであるが、取締役会は株主總會に対し責任を負う地位にあると解している。吳敬璉・前掲注(25)(論文)九頁及び張劍輝・前掲注(25)四八頁では、取締役は株主總會と信託委託の關係にあるため受託責任を負うと解されているが、これによると取締役はやはり株主總會に対し責任を負うことになる。余智・前掲注(38)二四―二五頁、

- 高富平・前掲注(58)五九頁は、取締役は株主と委託代理の關係にあると解している。民法上の代理制度からすると代理人は依頼人に対し責任を負うことになるため(民法通則六六条)、取締役は株主總會に対し責任を負うということになる。
- (72) 侯回磊「我国公司法人治理結構中權力制衡机制的缺陷及其立法完善」徐学鹿編『商法研究』(人民法院出版社、二〇〇〇年)二二二頁、胡新華「国有企業監督机制的法律控制」徐学鹿編『企業改制及運行的法律控制』(人民法院出版社、二〇〇二年)一九九頁、吳天宝ほか・前掲注(7)五六九頁。
- (73) 羅新建「南鳳蘭「完善上市公司治理机制」金融理論与实践二〇〇二年第一期四〇頁。
- (74) 蔣少竜「論我国企業治理結構的改善」經濟師二〇〇二年第一期一六頁。
- (75) 南開大學課題研究チームと国家經濟貿易委員會綜合公司が共同で調査を行い、一九九七年から一九九九年までの全国の上場会社のデータを収集したものである。李維安・張重双「如何構造適合国情的公司治理監督机制——論我国監事会的效能定位——」当代經濟科學第二卷(二〇〇二年)四三頁參照。
- (76) 王作全「中国会社立法の展開と機関に関する日本法からの示唆(3)」中京法學三三卷一號(一九九八年)一六八頁、白国棟「中国会社法上の監査制度」判例タイムズ八五七号(一九九四年)五九頁。
- (77) 志村「奥島・前掲注(25)」(奥島孝康)一六八頁。
- (78) 王作全・前掲注(76)二七六頁。
- (79) 中国の株式会社制度の異質性の最たるものは、社会主義市場經濟体制のもとで国家が支配株主として君臨していることとであると指摘される。森淳二郎「国家による会社支配——中国の企業ガバナンスが示唆する理論的課題——」法律時報七三卷一〇号(二〇〇一年)六二頁。
- (80) 白国棟・前掲注(76)六四頁。
- (81) 志村「奥島・前掲注(25)」(奥島孝康)一七〇頁。
- (82) 錢明星・前掲注(40)五七頁。
- (83) 中国会社法は二〇〇五年一月二十七日に改正され、二〇〇六年一月一日から施行された。条文の引用においては「新云」と略する。
- (84) 会社法改正にあたり、二〇〇四年八月王保樹等教授が結成した「会社法改正」研究チーム(中国語では「公司法修

正「研究小組」が提出した「会社法改正案」（中国語では「中国公司法修改草案建議稿」）でも前記二箇所を削除するという提案がなされたが、本稿はその削除の理由を引用したものである。「会社法修改」研究小組編（王保樹主編）『中国公司法修改草案建議稿』（社会科学文献出版社、二〇〇四年）九三頁。

(85) 中国には委任という法制度が存在しないことを指摘しておきたい。

(86) 王保樹・前掲注(71)三五頁。

(87) 鈴木竹雄『商法研究Ⅲ会社法(2)』（有斐閣、一九七一年）四一〜四二頁。中国の場合には、株主総会中心主義が徹底され多くの経営事項が株主総会の決議事項とされているが、所有と経営における機関の分化と権限の分配の基本的構図は日本と類似している。

(88) 会社法に株主平等原則について明確に表明する規定はないが、議決権（会一〇六条、新会一〇四条一項）、利益配当請求権（会一七七条四項、新会一六七条四項）、残余財産分配請求権（会一九五条三項、新会一八七条二項）等の規定から個別的に表現されている。

(89) 田中誠二『三訂会社法詳論（上巻）』（勁草書房、一九九三年）二七七頁。

(90) 関俊彦・前掲注(2)二九頁。二〇〇五年に成立した日本の「会社法」（法律第八六号）は株式会社の最低資本金制度を廃止したが、これは創業を容易にした点に意義があるほか、会社の経営を支える二大柱（すなわち資本と労働力）の一つとなる労働力の重要性を反映したものであると考えられる。ひいては社会（従業員）の企業経営参加をめぐる議論にも一石を投じるものではなからうか。

(91) 新会社法では、これらの事項につき労働組合が従業員を代表し会社と集団契約を締結するとされている。

(92) 趙樹寛・前掲注(24)。

(93) 神田秀樹『会社法』（弘文堂、第八版、二〇〇五年）一五一頁。

(94) 酒巻俊雄ほか・前掲注(70)〔酒巻俊雄教授の発言〕一三頁、酒巻俊雄・前掲注(70)四九頁。